

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

さきの令和元年第2回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第55号ほか5件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、6月20、21日の両日、委員会を開催し、慎重に審査を行いましたが、その結果は下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第55号 水戸市市税条例の一部を改正する条例

本案は、地方税法の改正に伴い、法人市民税の税率の引き下げや、軽自動車税における環境性能割の新設等を行うものであります。改正に伴う市税収入への影響、地方交付税などを含めた地方財政制度等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第56号 市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

本案については、市長の給料を減額する目的及びその効果等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 報告第27号 専決処分について（平成30年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く））

報告第28号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第1号）（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く））

これらの案件については、事業費を令和元年度予算から平成30年度予算に前倒しした経緯、該当事業における執行見込み等について、種々質疑応答を重ねた後、これらの案件を一括採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決定いたしました。

4 報告第33号 専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）

本件は、ふるさと納税制度の改正に伴い、関係規定の整備を行ったものであります。制度改正に対する本市の考え方及びその対応策等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「地域活性化やふるさと応援という制度本来の趣旨に沿った適切な運用に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決定いたしました。

そのほか、議案第64号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第2号）（ただし、別表中歳出を除く）についても、執行部から説明を受けた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第55号

原案を認める。

議案第56号

原案を認め、次の意見を付する。

意見

選挙公約として実施される市長自身の給料減額が、今後、職員の給料にまで影響を及ぼすことのないよう十分留意されたい。

議案第64号（ただし、別表中歳出を除く）

原案を認める。

報告第27号（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く）、報告第28号（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く）、報告第33号以上、承認する。

上記のとおり報告する。

令和元年6月25日

水戸市議会議長 安 藏 栄 様

総務環境委員会

委員長 小 泉 康 二